

薬事法改正による一般用医薬品のインターネット販売の原則禁止
に関する意見書（案）

政府は、一般用医薬品についてインターネット販売を認めるとの内容を盛り込んだ「日本再興戦略」を閣議決定した。これにより、一般用医薬品の約 1 万 1,400 品目のうち 99% 超がインターネット販売で解禁される方向である。

しかし、医薬品は、そもそも人体に影響を及ぼすものであり、使用者ごとに体質、基礎疾患の有無、その他の健康状態によって効果の発現に違いが生ずることや、同一の使用者であっても、その時々症状が異なることがあることから、販売者側における購入者等の「状況把握」が必要である。また、副作用の危険を伴うため、薬剤師等が服用上の注意を説明し、使用者の相談に応じるなどの必要もあり、こうした「適切な情報提供」、「適切な相談応需」及び「状況把握」が行われるためには、購入者と薬剤師等の専門家との間における円滑な意思疎通が不可欠である。

厚生労働省の調査では、薬局等で販売された一般用医薬品でも、年間 250 症例前後の副作用の報告があり、平成 19 年度からの 5 年間に於いて、死亡症例が 24 例報告されている。また、インターネット販売の解禁について、日本薬剤師会から「過去の死亡症例から見ても特にリスクの高い第一類・指定第二類医薬品は、従来どおり対面販売のみとし、インターネット販売の対象とすべきでない」との表明がされており、全国保険医団体連合会からも「薬害が増加することが懸念される」との声が上がっている。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、国民の生命と健康を守る立場から、薬事法の改正により一般用医薬品のインターネット販売を原則禁止するよう強く要請する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。